

## 社船実習の実施に伴う関係告示の改正について

平成20年11月  
海事局海技課

### I. 改正の背景

今般、第169回国会において海上運送法（昭和24年法律第187号）が改正され、対外船舶運航事業者（以下「船社」という。）に対するトン数標準税制が創設されたところであるが、同税制の適用を受けようとする場合にあっては、3級海技士免許の取得に必要な乗船履歴を取得させるための養成を船社自らが実施する内容を含む計画を作成して、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。

このため、独立行政法人航海訓練所の練習船による乗船実習に代わり、船社が実際に国際航海に従事している外航船舶を用いて自らが実施する乗船実習（以下「社船実習」という。）の方法について、本年8月より関係者からなる「社船実習の実施に関する意見交換会」を開催し、今般取りまとめたところ。

これに伴い、次に掲げる告示において規定されている練習船による実習の基準を改正する。

- ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第五備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める件（平成6年運輸省告示第39号）
- ・ 登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成16年国土交通省告示第166号）（別表第5）

### II. 改正の概要

社船実習を実施するに当たって、上記告示に規定されている練習船による実習の基準を以下のように緩和する等所要の改正を行う。

#### 1. 練習船の設備

1年間の実習について、航海訓練所と船社で分担することになるため、船社が分担する実習に必要なない設備を省略できることとする。

#### 2. 教員等による実習体制

社船が商業活動に従事する船舶であることにかんがみ、当該船舶における実習体制が、実習の統括管理及び指揮監督の方法等が適切であることにより、従来の練習船の実習体制と同等と認められる場合については、教員の要件を緩和することとする。

#### 3. その他

その他所要の改正を行うこととする。

### III. 今後のスケジュール（予定）

公 布 平成20年12月中旬  
施 行 平成20年12月中旬